

住宅第 928 号
平成20年 9月30日

各支庁産業振興部建設指導課長
各土木現業所企画総務部建設指導課長 様

建設部住宅局住宅課長

国税電子申告・納税システムにより所得税の確定申告を行った者に係る所得を証明
する書面の取扱いについて（通知）

国税関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令（平成15年7月
14日財務省令第71号）に基づく国税電子申告・納税システム（以下「e-Tax」という。）によ
り、道営住宅入居者及び入居申込者が確定申告を行った場合の所得を証明する書面について、
次のとおり取扱うこととします。

つきましては、貴管内各指定管理者にこの旨周知するとともに、事務処理を適切に行うよう
お願いいたします。

記

1 収入申告書等に添付する書面について

e-Taxから出力された電子申請等証明データシート及び所得税の確定申告書（税務署長あ
て送信したデータに限る）について、道営住宅入居者の収入申告に関する事務取扱要領第6
第1号の⑤に定める税務署受付印のある確定申告書控えとみなし、収入申告書等に添付する
書面の一つとして取扱うこととする。

2 入居申込書に添付する書面について

e-Taxから出力された電子申請等証明データシート及び所得税の確定申告書（税務署長あ
て送信したデータに限る）について、北海道営住宅入居選考事務処理要領別表2第2第1号
所得を確認できる書面の項に定める確定申告書控えとみなし、入居申込書等に添付する書面の
一つとして取扱うこととする。

住宅管理グループ（担当：菊池）
電 話：011-204-5583（内線6210-29-530）
F A X：011-232-2689